

児童手当

対象年齢が拡大(小学6年生まで支給に) 所得制限も引き上げに

これまで、児童手当は小学3年生までの子どもを養育している人に支給されてきました。このたび、児童手当法が改正され、4月から支給対象年齢が小学6年生(12歳到達後最初の年度末)まで拡大されました。また、所得制限額も表のとおり引き上げられました。新

表① 平成18年4月1日から改正された新所得制限限度額
請求者の加入する年金制度により区分があります。平成18年4月分からの手当に適用

住民税の扶養親族等の数	A (国民年金・その他)		B (厚生年金・共済組合)	
	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	468.0万円未満	652.5万円未満	540.0万円未満	733.3万円未満
1人	506.0 "	695.6 "	578.0 "	775.6 "
2人	544.0 "	737.8 "	616.0 "	817.8 "
3人	582.0 "	780.0 "	654.0 "	860.0 "
4人	620.0 "	822.2 "	692.0 "	902.2 "
5人	658.0 "	864.4 "	730.0 "	944.4 "

※収入額は給与所得の場合、給与所得控除前の金額
※所得額には「一律控除8万円」を加算しています
※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額は、上記の所得額に老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額未満
※その他雑損・医療費控除などあり

表② 改正にともなう児童手当の手続き
(4月からの新所得制限未満の時)

児童手当の受給状況	対象児童	手続き方法
現在受給中の児童がいるとき	小学4年生以下の児童 小学5・6年生の児童⑥	手続きは不要です。小学4年生は自動継続されます。額改定請求の手続きが必要です
現在受給中の児童がいないとき	0歳児～小学6年生の児童⑥	新規認定請求の手続きが必要です

*⑥、⑦に該当すると思われる世帯には額改定請求書、認定請求書を4月中旬に市から送付しています。まだ届いていないときは年金グループまでお問合せを
*4月1日以降に西宮市に転入されたときは上記の手続きを西宮市と転入前の市の2カ所に手続きが必要となる場合があります

たに対象になると思われる世帯に「認定請求書」を送付しています。また、現在受給中の世帯には「額改定請求書」を送付しています。まだ認定請求書や額改定請求書を提出していない人は急提出してください(手続きを合せてください)。

については表(参照を)。9月30日までに提出された場合、所得審査後、小学4・5・6年生の児童手当は、4月1日または支給要件に該当した日にかかのぼって支給されます。

乳幼児医療費受給者証について

市は、0歳から6歳義務教育就学前までの子どもを対象に、乳幼児医療費を助成しています。受給資格については、所得等を確認・判定し、毎年7月1日付で更新を行います。所得の判定基準は児童手当の制度を準用しています。

右記事のとおり、4月から児童手当制度が改正されたことにもない、乳幼児医療の所得制限額も引き上げられることに

なりました。今までの所得制限超過で受給資格停止となっていた人のうち、新しい所得制限額で再判定した結果、受給資格を有することになった人には、乳幼児医療費受給者証を発送しました。該当する人で、まだ乳幼児医療費受給者証の交付申請をしていない場合は、健康保険証・印鑑・所得証明書(乳幼児の健康保険の扶養者のもの。平成17年1月1日現在市3192)へ。

白水峡公園墓地の使用者を募集

申込は4月25日から5月17日まで

市は、白水峡公園墓地の使用者を募集します。問合せは、西宮市斎園サービスセンター(〒662-8567六湛寺町10-3市役所本庁舎8階 ☎0798-3535306)へ。

【資格】次の要件いずれにも該当する人 4月25日現在、市内に住民登録外国人登録をされている人。ただし、阪神・淡路大震災の被災者(全半壊・全半壊の被災証明書の必要)で、

他市へ住所を移した人は申込可 配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族の遺骨・焼骨(分骨での申込不可)があり、墓を主としてまつる人。なお、災害・事故などにより遺体を回収できず、遺品の埋蔵を希望する人は同公社へ相談を

【公募数と使用料】3平方メートル 126区画 永代使用料57万4590円 60万1440円 永代管理料5万3700円 5平方メートル 34区画 永代使用料107万円 112万円 永代管理料10万円

【申込書の配布】5月17日まで同公社で、1人1通業者には配布しません。郵送希望者は、返信用切手140円分と、住所、氏名、電話番号、「募集案内希望」と書いたメモを同封し、5月9日(必着)までに封書で同公社へ請求を

【申込】所定の申込書を4月25日～5月17日(郵送) 今年秋ごろに満池谷墓地(整地墓所)の面積約1平方メートルの墓所80区画程度の募集を予定しています。使用料等は1平方メートルあたり約59万円からです。詳細は募集前に本紙でお知らせします。

特別行政相談所を開設します

5月10日に今津公民館で

市などは、行政相談週間(5月10日の午後1時から4時)受付は3時から4時(受付は3時から4時)まで、「特別行政相談所」を今津公民館で開設し

ます。国・県・市の仕事に携わっている要望・意見・苦情などを受け付けます。費用は無料で秘密は厳守します。問合せは市民相談課(市

役所本庁舎1階 ☎0798-353101)へ。なお、定例の行政相談は、第2・4水曜日の午後1時～4時に市民相談課で行っています

《市内の行政相談委員》 敬称略 電話番号で市外局番のないものは ☎0798-22116 野村瑞子(松園町 ☎36-0318) 野条誠一郎(名塩南台2丁目 ☎0797-632216) 野々村詢三(大畑町 ☎66-3066)

「西宮市政ニュース」は、すべての世帯と事業所のポストへ、発行日前日と当日にかけて宅配でお届けしています。発行日を過ぎて届かない場合は、下記へご連絡ください。

西宮市シルバー人材センター
フリーダイヤル ☎0120-72-4833
受付：午前9時～午後5時半
※宅配日以外の土・日曜、祝日は休業

5月1日からの1週間は「憲法週間」です

5月1日から7日までの一週間は「憲法週間」です。この機会に憲法が保障する基本的な権利について考えてみませんか。

市などは、人権意識の普及高揚を図るため、毎月第1・3木曜日の午後1時から4時まで、市民相談課(市役所本庁舎1階)で「人権相談所」を開設しています(5月は18日のみ)。

子どもをはじめ、差別などで悩んでいませんか。費用は無料で秘密は厳守します。問合せは啓発推進課(☎0798-353332)へ。

6月から制度が変わります 違法駐車取締り

6月1日から新しい駐車制度がスタートします。詳しい内容は次のとおり。問合せは西宮警察署(☎0798-33301)か、甲子園警察署(☎0798-41011)へ。

放置違反金制度の導入 違反車両で、運転手が反則金を納付しない場合、所有者(車両の使用)に違

反金の納付が命ぜられます。また、繰り返し命令された人は、一定期間、車両の使用を制限されます。車検拒否制度の導入 放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた人は、納付しない限り、車検手続きが完了できなくなります。

短時間放置駐車取締りを強化 交通の円滑化を図るため、

放置駐車違反の車両確認を民間委託 民間の駐車監視員が巡回し、違反車両に確認標章を取り付けます。また、民間委託を行う警察署は、同監視員が重点的に取締りを行う場所、時間帯などを定め、ガイドラインを策定、公表します。

アウトライン西宮を発行

「行政経営改革」と「行政改善」を特集

市はこのたび、「アウトライン西宮」(左上写真)を発行しました。A4版30ページ。前半は14ページにわたり、特集「西宮の市政、変革の舞台に」行政経営改革と行政改善に取り組みを掲載。現在、市が丸となって取り組んでいる「行政経営改革」と「行政改善」を分かりやすく紹介しています。後半は、従来の資料編を掲載し、様々なデータから西宮について知ることが出来ます。



広報課(市役所本庁舎4階)と各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで無料配布しています。郵送希望の場合は、「アウトライン西宮希望」、住所、氏名、電話番号を書いたメモと切手140円分(1部)を広報課(〒662-8567六湛寺町10-3 ☎0798-353440)に郵送してください。